

令和5年度決算に基づく

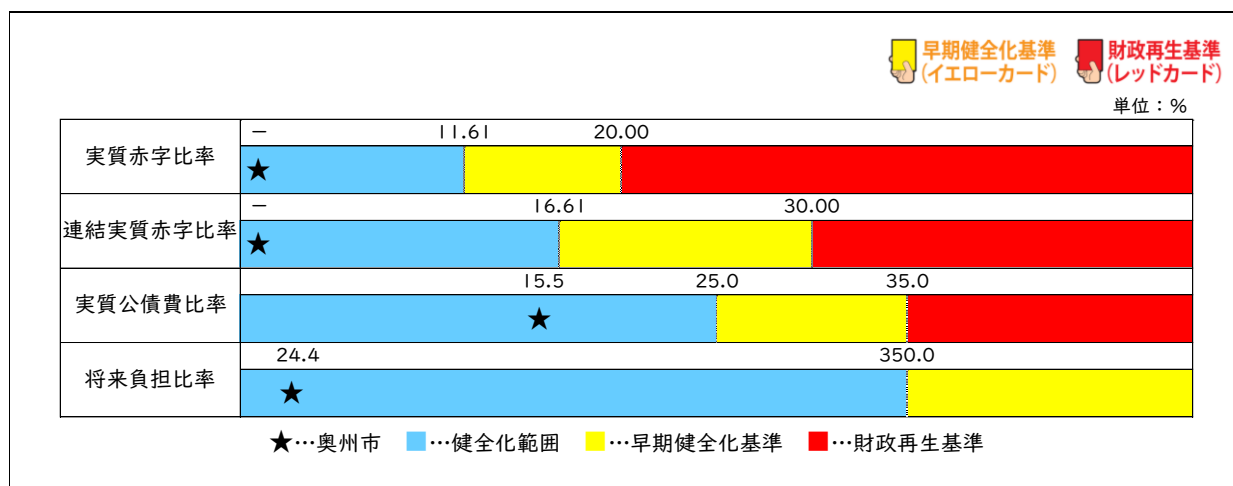
奥州市の健全化判断比率及び資金不足比率の状況

【健全化判断比率】

(単位：%)

区分	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
健全化判断比率	—	—	15.5	24.4
	(-)	(-)	(16.7)	(41.1)
早期健全化基準	11.61	16.61	25.0	350.0
財政再生基準	20.00	30.00	35.0	

() 内は令和4年度決算に基づく数値です。



令和5年度決算に基づく奥州市の健全化判断比率は、全ての指標において早期健全化基準を下回っており、財政運営は健全な状態にあります。

今後も引き続き健全な財政運営に努めてまいります。

1 実質赤字比率

一般会計等（一般会計及びバス事業特別会計）を対象とした実質赤字額の標準財政規模※¹に対する割合を表したものです。

令和5年度の奥州市の一般会計等の実質収支はプラスだったため、「－」の表示となっています。

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模（臨時財政対策債発行可能額を含む）}}$$

※1 「標準財政規模」

地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源の規模を示し、標準税収入額等に普通交付税を加算した額（臨時財政対策債発行可能額を含む。）をいいます。

2 連結実質赤字比率

全会計※²を対象とした実質赤字額又は資金不足額の標準財政規模に対する割合を表したもので、実質赤字比率同様に、連結実質赤字が生じた場合に数値が表示されます。

令和5年度は、全会計で実質赤字又は資金不足が生じなかったため、全体の収支額はプラスになることから、「－」の表示となっています。

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模（臨時財政対策債発行可能額を含む）}}$$

※2 「全会計」

区分	会計
一般会計等	一般会計、バス事業特別会計
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業会計以外の特別会計	国民健康保険特別会計（事業勘定、直診勘定）、介護保険特別会計（保険事業勘定、介護サービス事業勘定）、後期高齢者医療特別会計
法適用企業	水道事業会計、下水道事業会計、病院事業会計
法非適用企業	浄化槽事業特別会計、工業団地整備事業特別会計

3 実質公債費比率

一般会計等が負担する地方債の元利償還金や、他の団体が起こした起債の償還に対する負担金や補助金などの準元利償還金の標準財政規模に対する比率の3か年平均です。

令和5年度の決算に基づく実質公債費比率は、前年度から1.2ポイント減少し、15.5%となり、早期健全化基準の25.0%を下回っています。

また、平成23年度までは、地方財政法の規定により18.0%を超える団体は地方債借入について「許可団体」となっていたましたが、平成24年度からは「協議団体」へ移行しています。

$$\text{実質公債費比率} = \frac{(\text{地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金}) - (\text{特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模} (\text{臨時財政対策債発行可能額を含む}) - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

4 将来負担比率

地方債の残高、債務負担行為に基づく支出予定額、退職手当の負担見込額など、一般会計等が負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率で、これらの負債が将来財政を圧迫する可能性が高いかどうかを判断する指標となります。

令和5年度の決算に基づく将来負担比率は、前年度から16.7ポイント減少し、24.4%となり、早期健全化基準の350.0%を下回っています。

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} (\text{臨時財政対策債発行可能額を含む}) - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

【資金不足比率】

(単位：%)

特別会計名	資金不足比率		経営健全化基準
奥州市水道事業会計	—	(—)	20.0
奥州市下水道事業会計	—	(—)	20.0
奥州市病院事業会計	—	(—)	20.0
奥州市浄化槽事業特別会計	—	(—)	20.0
奥州市工業団地整備事業特別会計	—	(—)	20.0

() 内は令和4年度決算に基づく数値です。

令和5年度の決算に基づく資金不足比率は、全特別会計において資金不足が生じていないため、「—」の表示となっています。

資金不足比率は、公営企業ごとの資金不足の額の事業の規模に対する比率を表し、比率が20.0%以上となると経営健全化計画を策定する必要があります。

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金不足の額}}{\text{事業の規模}}$$